

県内事業者に対する新型コロナウイルス感染症及び物価高騰、円安等に伴う主な支援施策

令和5年4月19日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
事業を守る	原油価格や物価高騰の影響を受ける県内運輸事業者を支援するため、CO2削減による環境負荷の軽減につながる環境対応車の導入を支援	環境対応車の導入支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電気トラック、天然ガストラック、ハイブリッドトラック 補助率:環境対応車と普通車両の基準価格差の10/10(税抜) 支援金額(上限):730~11,000千円</li> <li>■電気自動車用充電設備等 補助率:導入費用(工事費用を含む)の3/4(税抜) 支援金額(上限):1,350~4,500千円</li> </ul>	県	運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金センター TEL:082-232-9903
	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む「経営革新計画」の承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助	アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金 申請受付 第1回 R5.3.29~R5.6.30 第2回 R5.7.3~R5.9.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 次の①~④にすべて該当する者 ①令和4年3月から令和5年9月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認を受けている者 ②令和3年度アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金及び令和4年度経営革新再チャレンジ応援補助金において、交付を受けていない事業者 ③広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者 ④暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者</li> <li>■補助上限額:100万円</li> <li>■補助率:2/3以内(中山間地域3/4以内)</li> </ul>	県	広島県中小企業団体中央会「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口」 TEL:082-228-0926
	地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助することで、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図る	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 申請受付 二次公募:R5.3.27~R5.4.24 二次公募:R5.5月下旬~R5.6月下旬(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[A]先進事業 補助対象経費:設備費、設計費、工事費 補助率:中小企業2/3以内、大企業その他1/2以内 限度額:100万円~15億円</li> <li>[B]オーダーメイド型事業 補助対象経費:設備費、設計費、工事費 補助率:中小企業1/2以内、大企業その他1/3以内 限度額:100万円~15億円</li> <li>[D]エネルギー需要最適化対策事業 補助対象経費:設計費、設備費、工事費 補助率:中小企業1/2以内、大企業その他1/3以内 限度額:100万円~1億円</li> </ul>	国	Sii環境共創イニシアチブ [A]03-5565-3840 [B]/[D]03-5565-4463
省エネルギー投資促進支援事業費補助金 申請受付 二次公募:R5.3.27~R5.4.24 二次公募:R5.5月下旬~R5.6月下旬(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[C]指定設備導入事業 補助対象経費:設備費 補助率:1/3以内 限度額:30万円~1億円</li> <li>[D]エネルギー需要最適化対策事業 補助対象経費:設計費、設備費、工事費 補助率:中小企業1/2以内、大企業その他1/3以内 限度額:100万円~1億円</li> </ul>	国	Sii環境共創イニシアチブ [C] <ナビダイヤル> 0570-008-726 <IP電話> 042-204-1710 [D]03-5565-4463		
資金調達	売上減で資金繰りが厳しい	伴走支援型特別資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資期間 最長10年</li> <li>・最長5年間元本据置</li> <li>・融資上限 1億円</li> <li>・信用保証料 0%~0.95%</li> <li>・広島県新型コロナウイルス感染症対応資金(民間ゼロゼロ融資)等の借換も可能</li> </ul>	県	[融資申込] 県内の取扱金融機関 ※取扱金融機関はチラシでご確認ください。 [制度に関するお問い合わせ] 広島県商工労働局経営革新課金融企画グループ TEL:082-513-3321
		日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資期間 最長20年</li> <li>・最長5年間元本据置</li> <li>・担保不要</li> <li>・融資上限</li> <li>◆国民事業 8千万円</li> <li>◆中小事業 6億円</li> </ul>	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 呉支店 0570-080581 尾道支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
事業を 守る	事業再構築	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援  <a href="#">事業再構築補助金</a> <a href="#">第10回公募 ～R5.6.30</a>	<b>■補助金額</b> [成長枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに：100万円～7,000万円 [グリーン成長枠(エントリー)] 中小企業者等、中堅企業等：100万円～1億円 [グリーン成長枠(スタンダード)] 中小企業者等、中堅企業等：100万円～1.5億円 [卒業促進枠] 成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限に準じる [大規模賃金引上促進枠] 100万円～3,000万円 [産業構造転換枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに：100万円～7,000万円 ※廃業を伴う場合は、廃業費を最大2,000万円上乗せ [最低賃金枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに：100万円～1,500万円 [物価高騰対策・回復再生応援枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに：100万円～3,000万円  <b>■補助率</b> [成長枠] 中小企業者等 1/2(一部2/3) 中堅企業等 1/3(一部1/2) [グリーン成長枠(エントリー・スタンダード共通)] 中小企業者等 1/2(一部2/3) 中堅企業等 1/3(一部1/2) [卒業促進枠]、[大規模賃金引上促進枠] 中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3 [産業構造転換枠] 中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2 [最低賃金枠] 中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3 [物価高騰対策・回復再生応援枠] 中小企業者等 2/3(一部3/4) 中堅企業等 1/2(一部2/3)	国	事業再構築補助金事務局コールセンター <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話> 03-4216-4080
	設備導入	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援  <a href="#">ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金[一般型・グローバル展開型]</a> <a href="#">15次締切 ～R5.7.28</a>	<b>■補助上限</b> ・一般型[通常枠][回復型賃上げ・雇用拡大枠] [デジタル枠] 750万円～1,250万円(※) [グリーン枠] 1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ※大幅な賃上げに係る補助上限額引上の特例あり (回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)  <b>■補助率</b> ・一般型[通常枠] 1/2, 小規模事業者等2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠] [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2, 小規模事業者等2/3	国	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	販路拡大	小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援  小規模事業者持続化補助金 <第12回締切> ～R5.6.1 事業支援計画書交付の受付締切:R5.5.25 <第13回締切> ～R5.9.7 事業支援計画書交付の受付締切:R5.8.31 ※当日消印有効	<b>■対象経費</b> チラン作成, 広告掲載, 店舗改装など <b>■補助上限</b> [通常枠]50万円 [賃金引上げ枠, 卒業枠, 後継者支援枠, 創業枠]200万円 <b>■補助率:2/3</b>  <b>※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4</b>	国	<a href="#">【商工会地区】広島県商工会連合会</a> <a href="#">TEL:082-247-0221</a>  <a href="#">【商工会議所地区】小規模事業者持続化補助金事務</a> <a href="#">TEL:03-6632-1502</a>
下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい  <a href="#">下請けかけこみ寺</a>	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618	

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
取引先との関係構築	大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。	<a href="#">パートナーシップ構築宣言</a>	<p>○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載</p> <p>① 「ロゴマーク」の使用</p> <p>② 国の各種補助金の加対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。)</p> <p>【省エネルギー投資促進支援事業費補助金】</p> <p>※3月以降公募開始予定</p> <p>省エネルギー設備に入れ替える企業を支援</p> <p>【事業再構築補助金】</p> <p>※現在公募中(～4月19日(水)まで)</p> <p>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等を支援</p> <p>【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】</p> <p>※現在公募中(～3月24日(金)まで)</p> <p>革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援</p>	国	<p>○「宣言」の内容について内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付 03-6257-1540</p> <p>又は 中小企業庁企画課 03-3501-1765</p> <p>○「宣言」の提出・掲載について(公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688</p>
	相談窓口	昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業等に対し、資金繰り支援相談等を実施する。	<a href="#">ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口</a>	<p>【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】</p> <p>日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構中国本部、中国地方経済産業局</p>	国
雇用を守る	テレワーク	良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成	<p>・機器等導入助成:1企業あたり、支給対象となる経費の30%</p> <p>・目標達成助成:1企業あたり、支給対象となる経費の20%(生産性要件を満たす場合35%)</p> <p>※ただし、次のいずれか低い方の額を上限</p> <p>・1企業当たり100万円</p> <p>・テレワーク実施対象労働者1人当たり20万円</p>	国	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247
	雇用の維持	雇用を維持したい	<p>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成</p> <p>【通常】</p> <p>・助成額:上限8,355円/日</p> <p>・助成率:2/3(大企業は1/2)</p> <p>・教育訓練を実施したときの加算(額):(1人1日当たり)1,200円</p>	国	広島労働局 (082-502-7832)
	雇用の維持	在籍出向で雇用を維持したい 在籍出向の人材を活用したい	<p><a href="#">在籍型出向支援</a></p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用し、従業員の雇用維持を図る取組</p> <p>○公益財団法人産業雇用安定センターが「在籍型出向」のマッチングを支援</p>	国	公益財団法人産業雇用安定センター 広島事務所 (082-545-6800) 福山駐在事務所 (084-927-3511)
	賃上げの促進	中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る	<a href="#">業務改善助成金</a>	<p>令和3年8月から、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対し、次のとおり特例的な要件緩和・拡充を実施</p> <p>・対象人数の拡大や助成上限額の引き上げ</p> <p>・助成対象となる設備投資の範囲の拡大</p> <p>・45円コースの新設・同年度内の複数回申請を可能など</p>	国

目的	事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
雇用を 守る 賃上げの促進	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	<p><b>キャリアアップ助成金</b></p> <p>●<b>正社員化コース</b>          有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成          ① 有期 → 正規:1人当たり 基本助成額 57万円          (中小企業以外 42万7,500円)          ② 無期 → 正規:1人当たり 基本助成額 28万5,000円          (中小企業以外 21万3,750円)</p> <p>●「人材開発支援助成金」の特定の訓練終了後に正規雇用労働者へ転換等した場合に加算          ① 有期 → 正規:1人当たり 基本助成額 95,000円          (中小企業以外も同額)          ② 無期 → 正規:1人当たり 基本助成額 47,500円          (中小企業以外も同額)</p> <p>●<b>障害者正社員化コース</b>          障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成          【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】          ①有期→正規:1人当たり 基本助成額120万円(中小企業以外90万円)          ②有期→無期:1人あたり 基本助成額60万円(中小企業以外45万円)          ③無期→正規:1人あたり 基本助成額60万円(中小企業以外45万円)          【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】          ①有期→正規:1人当たり 基本助成額90万円(中小企業以外67.5万円)          ②有期→無期:1人あたり 基本助成額45万円(中小企業以外33万円)          ③無期→正規:1人あたり 基本助成額45万円(中小企業以外33万円)</p>	国	広島労働局 (082-502-7832) 各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	雇用を 守る 賃上げの促進	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	<p><b>キャリアアップ助成金</b></p> <p>●<b>賞金規定等改定コース</b>          有期雇用労働者等の基本給の賞金規定等を増額改定し、実際に賞金を引き上げた場合に助成          ①3%以上5%未満:1人当たり 基本助成額 50,000円          (中小企業以外 33,000円)          ②5%以上:1人当たり 基本助成額 65,000円          (中小企業以外 43,000円)</p> <p>●<b>賞金規定等共通化コース</b>          ○有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賞金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成          1事業所当たり 基本助成額 60万円          (中小企業以外 45万円)          &lt;1事業所当たり1回のみ&gt;</p> <p>●<b>賞与・退職金制度導入コース</b>          ○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成          1事業所当たり 基本助成額 40万円          (中小企業以外 30万円)          &lt;1事業所当たり1回のみ&gt;          ● 同時に導入した場合に加算          1事業所当たり 基本助成額 16万8,000円          (中小企業以外 12万6,000円)</p> <p>●<b>短時間労働者労働時間延長コース</b>          ○短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成          ①短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合          1人当たり 基本助成額 23万7,000円          (中小企業以外 17万8,000円)          ②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合          1時間以上2時間未満:1人当たり 基本助成額 58,000円          (中小企業以外 43,000円)          2時間以上3時間未満:1人当たり 基本助成額 11万7,000円          (中小企業以外 88,000円)</p>	国

目的		事業名	給付・補助金額等	実施	窓口
雇用を守る	賃上げの促進	中小企業向け賃上げ促進税制	適用期間：R4.4.1～R6.3.31までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、R5年及びR6年の各年）	国	中小企業税制サポートセンター (03 - 6281 - 9821)
	中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度		○通常要件（雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加）⇒ 控除率は15% ○上乗せ要件①（雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加）⇒ 控除率は+15% ○上乗せ要件②（教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加）⇒ 控除率は+10% ※経営力向上要件は廃止		